

別記第1号(第7条関係)
(宛先)板橋区長

新型コロナウイルス感染症による認可外保育施設
保育料助成申請書 兼 口座振替依頼書

年 月 日

住 所	板橋区		
	連絡先 ()		
フリガナ			
保護者氏名			
フリガナ			
児童氏名			
児童生年月日			
利用施設名	入所日	年	月 日
請 求 月	令和 2 年	月分 から	令和 2 年 月分 まで

・新型コロナウイルス感染症による臨時休園又は登園自粛を行った場合の認可外保育施設の保育料について、領収書等を添付して申請します。

・助成金受給対象となった場合には、下記の指定口座に振り込んでください。

(個人情報について)

決定に当たっては、必要な範囲で、板橋区が保有する保育施設入所申込み状況その他審査に要する情報を閲覧及び調査することに同意します。

本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査、補助金額の算定並びにその付帯業務のため区が利用することに同意します。

(フリガナ)

保護者氏名 _____ 印

振 込 先	金融機関名							
	支店名							
	口座番号	普通口座						
	フリガナ							
	口座名義人							

※振込先は、園児の保護者名義の口座に限ります。

※ゆうちょ銀行の場合、通帳で確認し、支店名は漢数字3桁をご記入ください。

—裏面もご記載ください—

【保護者確認欄】

下記についてチェックをお願いします。

1 幼児教育・保育無償化の認定をされていますか。

認定されている。→幼児教育・保育無償化による保育料の請求も別途行ってください。

認定されていない。

2 確認書類を添付してください。

認可外保育施設との月別契約時間が記載された契約書等を添付します。

領収書等保育料の支払いが確認できる書類を添付します。

1 助成決定額(保育料返還分)の計算方法について

① 幼児教育・保育無償化の対象者の方の助成決定額計算方法は下記のとおりです。

(徴収された月額保育料-無償化による還付見込額)×登園しなかった日数÷25

(例)(月額保育料62,000円-無償化37,000円)×登園しなかった日数10日÷25=10,000円

・この例では別途申請いただく無償化分と合計して47,000円返還となります。

② 幼児教育・保育無償化の対象外の方の助成決定額計算方法は下記のとおりです。

徴収された月額保育料×登園しなかった日数÷25

(例)月額保育料62,000円×登園しなかった日数10日÷25=24,800円

※支払いされていない保育料は返還なりません。

※保育料以外(日用品、食材費、送迎費など)は対象なりません。

2 通われている認可外保育所から、下記証明を受けてください。

保育料の確認及び登園日数の確認に必要となります。

【認可外保育施設記載欄】

	月額保育料	登園しなかった日数
令和2年4月分	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 日
令和2年5月分	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 日
令和2年6月分	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 日

上記について相違ありません。

保育園名 確認者

認可外保育施設の方へ(お願い)

板橋区では、新型コロナウイルス感染症による臨時休園や登園自粛された場合に、保育料の減免を行っています。そのために必要な条件を確認するに当たり、上記内容について証明をお願いします。

月額保育料は保育料以外(日用品、食材費・送迎費など)を含まない金額としてください。

なお、印は法人印でなくとも構いません。園長先生の印などをお願いします。

お手数ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。